

吹田市立少年自然の家条例の一部改正について

少年自然の家について、青少年の健全育成と全ての世代の心身の健康増進に寄与する施設とするため、次のとおり条例改正をするものです。

- ①青少年をはじめ、幼児から高齢者まで市民誰もが使える生涯学習施設へと、設置目的を変更します。
- ②民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入します。

1 背景

吹田市立少年自然の家は、学校及び子供会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年団体を対象とした宿泊可能な社会教育施設として、昭和55年(1980年)5月5日に開所しました。

開所から今に至る約40年の間に、利用状況は大きく変わってきています。

最近では、家族及び少人数グループの利用が全体の利用団体数の65%を占めている状況にあります。プログラムも多様化し、定番の自炊やテント生活などに加えて、施設の立地条件を活かした「自然観察会」や親子で宿泊体験する「家族デー」には、毎回、定員を上回る申込みをいただいています。

2 条例改正の目的

このような状況から、青少年をはじめ、幼児から高齢者まで市民誰もが使える生涯学習施設へと、設置目的を変更し、使用者の範囲を見直します。

また、少年自然の家は直営により管理運営を行っていますが、民間のノウハウを活用し、市民サービスの一層の向上、より効果的な設置目的の達成及び効率的な管理を目指して、公募により選定した団体を指定管理者として指定し、使用の許可、使用料の徴収その他の管理業務を行わせようとするものです。

3 期待する効果、成果

設置目的を変更し、指定管理者による管理とすることで、

- (1) 幼児から高齢者まで世代を越えた幅広い市民が親しみ、心身ともにリフレッシュできる生涯学習施設
- (2) 指定管理者の創意工夫により、新たな体験活動や学習プログラムの展開、近隣施設との連携、魅力ある自主事業を実施
- (3) リピーターの他、未利用者層の利用促進などが期待できます。

4 改正の内容

(1) 第1条（設置）

設置目的を、「豊かな自然環境をいかし、青少年の自然体験学習をはじめとする市民の生涯学習のための施設として、及び市民が日常から離れて余暇を過ごす場として、青少年の健やかな成長及び全ての世代の心身の健康の増進に寄与する」ことに変更します。

(2) 第2条第1号（名称）

名称を「吹田市立少年自然の家」から「吹田市立自然の家」に変更します。

(3) 第4条（事業）

第1条に規定する設置目的を達成するために事業の内容を見直します。

(4) 第5条（使用者の範囲）

現行の条項を撤廃し、幼児から高齢者まで市民の誰もが使える施設とするため、使用者の範囲を廃止します。

(5) 第12条（運営審議会）

現行の条項を撤廃し、運営審議会を廃止します。

(6) 新たな条項の追記

ア 指定管理者を指定し、自然の家の管理業務を行わせることとします。

イ 指定管理者候補者選定委員会を設置します。

5 パブリックコメントの実施

(1) 意見提出期間

平成30年（2018年）8月1日（水）～8月31日（金）

(2) 市民意見の件数

合計 2件（2通）

(3) 主な提出意見

- ・少年自然の家の名称についての見直し
- ・冷房施設などの施設改修の実施

6 今後の主なスケジュール（案）

年度	月	会議及び内容	案件
平成30年度 (2018年度)	11月	教育委員会会議	条例一部改正案の審議
		社会教育委員会会議	条例一部改正案の審議
		11月定例会	条例一部改正案及び補正予算案（委員報酬）の提案
	2月	第1回指定管理者候補者選定委員会	
2月定例会		指定管理委託料等の予算案（債務負担行為等）の提案	
平成31年度 (2019年度)	4月～ 10月	指定管理者候補者選定委員会（2回開催）	
	11月	11月定例会	指定管理者の指定議案提案
平成32年度 (2020年度)	4月～	指定管理者による運営開始	